

医療関係職種へのキャリアチェンジ推進モデル事業 実施要綱

1. 目的

労働者を取り巻く環境の急速な変化と職業人生の長期化・多様化が進行する中で、医療従事者等の需要に合わせ、キャリアチェンジするために必要な資格・スキルを獲得し、医療関係職種が多様な働き方ができる仕組みを構築する必要がある。

そこで、医療従事者が新たに別の資格で就業することや、他産業で就業している社会人等が新たに資格を取得して医療関係職種として就業することを可能にするため、

- ① 様々な医療関係職種に対して、他の医療関係職種の養成課程を受講するための支援に関しての取組や、その体制確保等を行う養成施設
- ② 他産業で就業している社会人等に対して、様々な医療関係職種の養成課程を受講するための支援に関しての取組や、その体制確保等を行う養成施設
- ③ 多様な背景を持つ学生等のニーズにあった魅力的な学習環境の整備を目的として、遠隔授業^(※1)の実施や、受講する場としてのサテライト施設^(※2)の設置等を実施する養成施設

を選定し、当該養成施設の取組に対して支援を行うとともに、その取組にかかる一連のプロセスや、導入・継続するにあたっての課題、効果等について調査分析を行うとともに、好事例としてとりまとめ普及展開することで、医療関係職種が多様な働き方ができる仕組みの構築の支援を行うことを、目的とする。

※1 本要綱上において、「遠隔授業」とは、教員との対面による授業に相当する教育効果を十分に挙げられることを前提とした、多様なメディアを利用した授業形態（ただし、いわゆる同時性又は即応性を持つ双方向性（対話性）を有するものに限る）のことを指す

※2 本要綱上において「サテライト施設」とは、本校の他に教室を設置することを指す

2. 事業の実施主体

この事業の実施主体は、「医療関係職種へのキャリアチェンジ推進モデル事業実施養成施設 公募要領」により採択された医療関係職種養成施設とする。

3. 事業内容

(1) 実施体制の整備

医療関係職種養成施設において作成した「医療関係職種へのキャリアチェンジ推進モデル事業企画書（以下、「企画書」という。）」の計画に即した取組の実施や、計画を遂行するために必要な実施体制を整備すること。具体的には、全体の責任者（学長等）、学科責任者、専攻長、運用に携わる教員、事務部門

等が参画した養成施設内の事業の実施体制を整備すること。

(2) キャリアチェンジの支援等に関する取組

他の医療関係職種の資格を保有する者や、他産業で就業している社会人等が医療関係職種の資格を新たに取得してキャリアチェンジをすることの支援等に関する事として、企画書において策定された次に掲げる①～④の取組のいずれかを実施すること。

- ① 入学者、編入者の既習単位の評価や履修免除等のための養成施設における体制整備
(例えば、評価・履修免除のための新たな手法の導入・実施や、科目等履修生制度の導入・実施、これらにかかる人員確保・備品購入、会議や広報実施 等)
- ② 養成施設内にない医療関係職種の養成課程の新設や、既存の医療関係職種の養成課程の再編・増設にかかる体制整備
(例えば、養成課程の新設・再編・増設(既存の課程とは異なる修業年限への変更等)にかかる人員確保や備品購入、会議や広報実施 等)
- ③ 多様な背景を持つ学生等のニーズにあった魅力的な学習環境の整備を目的とした、遠隔授業の実施、もしくは、受講する場としてのサテライト施設の設置等
(例えば、遠隔授業実施やサテライト施設の設置のための体制整備にかかる備品購入及び会議や広報実施 等)
- ④ その他キャリアチェンジの支援に関する養成施設での取組
※ ①～④いずれも施設整備は除くものとする

なお、これらの取組を実施する中で見えた課題等を踏まえ、現行制度にとられない解決策について考察・提案を行うこと。加えて、キャリアチェンジの推進に資する新たな制度的な提案を行うことが望ましい。

(3) 厚生労働省委託事業等への協力

養成施設においては、(2)の取組を実施するとともに、取組の進捗状況及び実施効果等並びに企画書において策定した導入効果を測定する具体的な目標値等に関して、厚生労働省が委託する事業者から調査(アンケート調査やヒアリング調査等を想定)依頼があった場合には、調査回答の協力を行うこと。

また、(2)の取組に関し、厚生労働省からの求めに応じ、所管課によるヒアリングや、各種会議の場で報告を行う等の協力を行うこと。

4. 経費の負担

事業の実施主体が、本要綱に基づいて実施する事業については、厚生労働大臣が別に定める「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」に基づき、予算の範囲内で国庫補助を行うことができるものとする。

5. その他

- (1) 厚生労働省医政局医事課は、必要に応じ上記3. に規定する事業に係る情報の提供を求めることができるものとする。
- (2) 制度の適正な運営に支障があると認められる場合等、補助目的を達成することが困難であると認める場合は、補助金の全部又は一部を交付しないことがある。
- (3) その他、本事業の実施にあたり必要な事項については、別に定めることがある。